

秦野市保育賞実施要綱

(平成 28 年 7 月 1 日施行)

改正 平成 31 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間保育所又は民間認定こども園（以下「保育所等」という。）の保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）のうち、多年にわたり本市の保育事業の推進に寄与し、他の保育士等の模範となる優れた取組を行った者に対し、その功績を称え表彰することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち民間の保育所をいう。
- (2) 民間認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち民間の認定こども園をいう。

(表彰の基準)

第 3 条 表彰は、本市内の保育所等において、保育士等として 15 年以上勤務した者のうち、その功績が他の保育士等の模範となると認められる者（保育所等の施設長を除く。）を対象に行う。この場合において、勤務期間は、4 月 1 日を基準日として算出する。

(推薦)

第 4 条 前条に規定する保育所等の施設長は、同条に規定する表彰の対象者に該当すると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第 5 条 被表彰者について、次条で定める表彰審査委員会において、第 3 条に定める基準、市税の納付状況等を考慮して審査し、その審査結果に基づき市長が決定するものとする。

(表彰審査委員会)

第 6 条 表彰に関する事項について、公平かつ適正な審査を行うため、表彰審

査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる職員により組織する。

- (1) こども健康部長
- (2) こども政策課長
- (3) 保育こども園課長
- (4) 地域共生推進課長
- (5) 障害福祉課長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、こども健康部長が特に必要と認める者

3 委員会に委員長1名を置き、委員長にはこども健康部長を充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、保育こども園課において処理する。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

（表彰の時期）

第9条 表彰の時期は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。